漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 32 条第２項の規定に基づき山口県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針を次のように定め、令和３年４月19 日から施行する。

令和３年４月 19 日

山口県知事　村岡　嗣政

漁業法第32条第２項の規定に基づき山口県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第１　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第１において同じ。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第２項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の１から２までに定めるとおりとする。

１　法第32条第２項第１号に掲げる場合

(1)　法第32条第２項第１号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
90パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言
95パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するように、具体的な管理措置の実施の勧告

(2)　(1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア　特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ　当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第１項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特

定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2　法第32条第２項第２号に掲げる場合

(1)　法第32条第２項第２号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第33条第２項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

(2)　(1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採補する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第２　くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（以下、第２において単に「小型魚」という。）に係る法第32条第２項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の１から２までに定めるとおりとする。

1　法第32条第２項第１号に掲げる場合

(1)　法第32条第２項第１号に掲げる場合において、知事が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における小型魚の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において小型魚の採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容
80パーセントを超えたとき	来遊状況に応じた小型個体の再放流等、漁業の特性に応じた具

	体的な管理措置を実施し、小型魚の漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導
90パーセントを超えたとき	生存個体は放流、小型魚の採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告

(2)　(1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア　小型魚の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する小型魚の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ　当該知事管理区分における小型魚の採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び小型魚の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

２　法第32条第２項第２号に掲げる場合

(1)　法第32条第２項第２号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

小型魚に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて小型魚の採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第33条第２項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、小型魚の採捕を抑制するように指導

(2)　(1)の規定にかかわらず、小型魚の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採補する小型魚の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は，この限りではない。

第３　くろまぐろ（大型魚）

くろまぐろ（大型魚）（以下、第３において単に「大型魚」という。）に係る法第32条第２項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の１から２までに定めるとおりとする。

１　法第32条第２項第１号に掲げる場合

(1)　法第32条第２項第１号に掲げる場合において、知事が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における大型魚の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において大型魚の採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容
80パーセントを超えたとき	生存個体の放流に努める等、大型魚の漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導
90パーセントを超えたとき	生存個体の放流等、大型魚の採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告

(2)　(1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア　大型魚の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する大型魚の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ　当該知事管理区分における大型魚の採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び大型魚の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

２　法第32条第２項第２号に掲げる場合

(1)　法第32条第２項第２号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

大型魚に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて大型魚の採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のお

	それが大きい場合に該当し、今後、法第33条第２項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、大型魚の採捕を抑制するように指導

(2)　(1)の規定にかかわらず、大型魚の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採補する大型魚の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は，この限りではない。

第４　経過措置

令和６年３月31日までの間における第１の１（２）イ、第２の１（２）イ及び第３の１（２）イの規定の適用については、「同一の法第124条第１項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第124条第１項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年３月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。